

# (参考)

## Go To トラベル事業の開始時期

### ○ 事業開始は、**令和2年7月22日(水)**から。

- ・ 海の日を含む**7月4連休**の前日の**7月22日**以降に開始する旅行代金の**割引を先行的に開始**。  
(**35%割引** (代金の1/2相当額×7割) )  
※ この場合、支援額は一人一泊あたり1万4千円が上限 (日帰り旅行については、7千円が上限)。
- ・ **7月22日**以降の旅行を**既に予約**している方々については、旅行後の**申請により割引分を還付**。  
※ 還付申請の対象となる旅行商品は、本事業の登録参加事業者が販売するものに限り、本事業の割引支援の対象となるものに限る。
- ・ **7月27日(月)**以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、**準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施**。  
※ 本事業の参加事業者登録の前に、割引価格での旅行の販売を行うことは不可。旅行の予約の時点で登録ができていない場合であっても還付の申請はできる。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはならない。



## 還付の申請手続き

○ **旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ** ※ 詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) **旅行者から事務局への申請**

※ 割引分の還付は旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して行う。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っている場合は予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請する。

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 口座確認書

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込**



旅行者 ⇄ 事務局  
(郵送又はオンラインを予定)

22

## 当面の取扱い方針

○ Go To トラベル事業については、7月22日（水）から予定通り開始する。

ただし、現下の感染状況や、本事業に関する分科会の政府への提言等を踏まえ、以下の例外を設けることとする。

- ① 東京都が目的地となっている旅行については、東京都内の旅行も含めて、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。
- ② 東京都に居住する方の旅行についても、同様に、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。

23

# GoToトラベル事業のキャンセル料の取扱いについて

## ○ キャンセル料の取扱いの方針について

- ・ **東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行**について、**7月10日（金）～7月17日（金）までの間**に予約した旅行者は、キャンセル時に**キャンセル料を支払わなくとも良い**こととし、キャンセル料を収受しないよう、旅行業者等に要請。



- ・ 既にキャンセル料を支払った旅行者は旅行業者等に**返金を求めることが可能**。
- ・ 旅行業者等に**負担が生じる場合には、GoToトラベル事業の予算で対応**することとする。



24

## 感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

### 参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、**参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求**。
  - ・ チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で**旅行者全員に検温と本人確認**を実施。
  - ・ 旅行者に**検温等の体調チェック**を実施し、**発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応**をとること。
  - ・ 浴場や飲食施設等の**共用施設の利用**について、**人数制限や時間制限**などを設け、**3密対策を徹底**すること。
  - ・ **ピュッフェ方式**において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の**3密対策を徹底**。
  - ・ 客室、エレベーターなどの**共用スペース等の消毒・換気を徹底**すること。
  - ・ 「参加条件」を徹底・実施している旨を**ホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表**すること。
  - ・ 旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、**旅行者が順守すべき事項を周知徹底**する。また、**若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高い**と考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、**修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底**する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、**登録を取消すこと**とする。

### 旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
  - ・ **旅行前には、検温等の体調チェック**を実施し、**発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える**。また、**接触確認アプリを積極的に利用**する。
  - ・ 旅行中には、「**新しい旅のエチケット**」を実施。**3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。大声を出すような行為も控える**。
  - ・ 検温、本人確認、3密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の**指示に協力**すること。協力しない場合、キャンペーンの**利用を認めない**こととする。
  - ・ **若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高い**と考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、**修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行**をすること。

### 移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
  - ・ 鉄道、バス、タクシー、航空等における**換気・消毒の実施**、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の**感染拡大防止対策ガイドラインの徹底**（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
  - ・ さらに、**空港におけるサーモグラフィーによる体温確認**を実施。



25

# 業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「**新しい旅のエチケット**」の**更なる利用者への周知を実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行者等の観光関連事業者が作成された**感染拡大予防ガイドライン**の**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

## ○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

### 【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

### 【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会

### 【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

### 【タクシー】

作成主体：全国ハイヤー・タクシー連合会等

## ○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

- ・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)



旅先の状況確認、忘れずに。



マスク着け、私も安心、周りも安心。



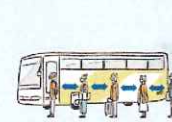
楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。



旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。



おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。



間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。



こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。